

団体規約

第1章 総則

(名称)

第1条 当団体の名称は、サイバーセキュリティイニシアティブジャパンとする。

2 他の表記等は次のとおりとする。

- ・ 英語表記：Cyber Security Initiative for Japan
- ・ 略称：CSIJ（シーエスアイジェイ）
- ・ ドメイン名：csi-japan.org

(事務所)

第2条 当団体は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当団体は、デジタル革新により新たな価値創造を目指している今日の日本において、環境変化を常にキャッチアップし、これからの将来を見据えて企業が行うべき必要かつ現実的、さらに日本の市場特性も考慮した「適切なサイバーセキュリティ対応」を提言するとともに、実効性のある実装にむけた支援を行うほか、この「サイバーセキュリティ対応・実装」に必要な人材輩出に向けた活動も実施することで、社会貢献を果たすことを目的とする。

(事業)

第4条 当団体は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 共通対策評価フレームワークの策定と幹事会員及び正会員への提供
- (2) 共通必要人材フレームワークの策定と幹事会員及び正会員への提供
- (3) その他当団体の目的達成に必要な事項

第3章 会員等

(会員の種別)

第5条 当団体の会員は、次の3種とする。

(1) 幹事会員

当団体の目的に賛同して入会し、積極的に当団体の活動を推進する、サイバーセキュリティ事業を行っている法人又は団体。

総会議決権を持ち、理事推薦の権利を有する。また、当団体の知財に関する活動に参加することができる。

(2) 正会員

当団体の目的に賛同して入会し、当団体の活動に協力する、サイバーセキュリティ事業を行っている法人又は団体。

総会議決権を持つが、理事推薦の権利は有しない。また、当団体の知財に関する活動に参加することができる。

(3) 賛助会員

当団体の目的に賛同して入会する、サイバーセキュリティ事業を行っていない法人又は団体。

総会議決権及び理事推薦の権利は有しない。また、当団体の知財に関する活動に参加することはできないが、当団体からの定期的なコミュニティ活動や会合による情報収集の機会を受けることができる。

(入会)

第6条 当団体に入会しようとする者は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 当団体の目的に賛同する意思を有すること。
 - (2) 当団体又は当団体と類似する目的を有する団体から除名等の不利益処分を受けたことがないこと。
- 2 会員として入会しようとする者は、理事2名による推薦を受けるとともに、別に定める入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、毎年度指定された日までに以下に定める年会費を全額支払わなければならない。

- (1) 幹事会員 48万円
 - (2) 正会員 24万円
 - (3) 賛助会員 12万円
- 2 新規に入会する会員については、入会時期が前期（4月から9月の期間）の場合は年会費の全額、入会時期が後期（10月から翌年3月の期間）の場合は、年会費の半額をその年度の年会費とし、指定された日までに全額支払わなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、当団体が受領したとき。
- (2) 当該会員が解散等で消滅したとき。
- (3) 定められた年会費を滞納したとき。
- (4) 当団体から除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長あてに提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当団体の団体規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条、第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当団体に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当団体は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、幹事会員及び正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 団体規約の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額

- (5) 計算書類等の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとしてこの団体規約で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 総会を構成する会員総数の 5 分の 1 以上から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 23 条第 5 号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第 15 条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた理事の順序による理事が招集する。

- 2 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記した書面又は電磁的方法により、開会の日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長とする。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた理事の順序によって議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、1 会員につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総会を構成する総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会を構成する総会員の半数以上であって、総会を構成する総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 団体規約の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 前各項の規定にかかわらず、決議事項の提案について総会を構成する会員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 総会を構成する会員総数及び出席者数
(書面又は電磁的方法による表決者、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 議事録署名人の選任に関する事項

- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 当団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 理事のうちから、業務執行理事若干名を定めることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、幹事会員からの推薦により選任する。
- 3 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この団体規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの団体規約で定めるところにより、当団体を代表する。
- 3 会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた理事の順序によって職務を代理し、又はその職務を行う。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより当団体の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、当団体に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 団体の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の行為又は団体規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、会長ならびに理事会に対してその是正を要求すること。
- (4) 前号の結果相当の期間に是正が実現しない場合にはこれを総会に報告すること。
- (5) 前号のために必要がある場合は、自ら総会を招集すること。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残任任期とする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 当団体に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、業務執行理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度中に 1 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 から理事会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた理事の順序による理事が招集する。

2 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記した書面又は電磁的方法により、開会の日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、理事会に出席しない理事が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長とする。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた理事の順序によって議長を選出する。

(議決権)

第 32 条 理事会における議決権は、理事につき 1 個とする。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、決議事項の提案について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数

(書面又は電磁的方法による表決者、表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

- (3) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 事務局等

(事務局)

- 第35条 当団体の事務処理のため事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(運営委員会)

- 第36条 当団体の理事の職務執行を補佐するため、運営委員会を設置することができる。
- 2 運営委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第37条 当団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

- 第38条 当団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、団体規約及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置く。

(剰余金の処分)

- 第39条 当団体の収支決算に剰余が生じた場合は、総会の議決を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てることとする。
- 2 当団体の剰余金は、これを一切分配してはならない。

附 則

1. 本規約は、2022年4月1日制定し、即日これを適用する。
2. 本規約は、2022年11月8日に改訂し、即日これを適用する。